The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	日本中世の国家と宗教
Author(s)	黒田, 俊雄
Citation	大阪大学, 1983, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/33663
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

【4】

氏名・（本籍）	黒田俊雄（くろだ としお）
学位の種類	文学博士
学位記番号	第 6214 号
学位授与の日付	昭和 58 年 11 月 21 日
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当
学位論文題目	**日本中世の国家と宗教**
論文審査委員	（主査）教授 梅溪 昇 （副査）教授 斯波 義信　助教授 脇田 修

論文内容の要旨

本論文は3部・11篇・付説1篇の論説からなり，第一部は日本中世国家の権力機構について考察し，第二部は中世国家をめぐる宗教意識・歴史観・身分観念をとりあげ，第三部において国家権力と深いかかわりのある宗教体制を検討している。著者は，ここでは個別の実証もさることながら，むしろ広い視野と深い洞察によって，日本中世の国家と宗教に関する従来の学説を批判検討し，新しい歴史像を提示しようと試みている。以下，順を追って，各篇の要旨を述べる。

第一部は，Ⅰ中世の国家と天皇，Ⅱ鎌倉幕府論覚書，Ⅲ鎌倉時代の国家機構―薪・大住両荘の争乱を中心に―，Ⅳ延暦寺衆徒と佐々木氏―鎌倉時代政治史の断章―，Ⅴ建武政権の所領安堵政策，――同の法および徳政令の解釈を中心に―，の5章よりなっている。Ⅰにおいては，日本中世国家・寺社・武家（幕府）など国政上に権威・勢力をもつ門閥家があり，これらの諸権門は互いに競合・対立しながらも，職掌・権限において相互補完関係があり，王権として天皇および朝廷を戴く権力機構をつくりあげていたことを論じている。著者はこのような日本中世国家の権力機構を「権門体制」という歴史的範疇でとらえている。また権門体制は荘園・公領制を基礎にして全人民を支配したのであって，このような体制は院政の成立によって確立し，鎌倉幕府の成立はその第二段階を画するものとしている。ⅡはⅠをうけて鎌倉幕府が権門的性格を有し，権門体制の一環をなしたことを明かにしている。Ⅲは山城国にある石清水八幡宮領薪荘・興福寺領大住荘の用水争論を通じて，国家権力の発動とくに諸権門の動きを追求し，Ⅳは延暦寺衆徒と近江守護佐々木氏との対立抗争を同様の視角から分析している。Ⅴは建武政権の所領関係法令について条文内容を検討したものである。第一部では，以上述べたように日本中世国家の権力機構を「権門体制」として把握し論述したものである。この問題について，従来の学説はおおむね鎌倉

・室町両幕府の考察に重点をおいていた。その底流には，天皇および朝廷あるいは公家・寺社の権門は非中世的・古代的な性格のものとする理解があり，封建領主階級である武士（とくに在地領主）が台頭し，前者を克服する過程が中世政治史の主要な流れとする考え方が存在していた。そのため鎌倉時代には公家政権と武家政権との二重政権が存在し，封建的国家権力たる武家政権が公家政権を打倒する過程を重視したのであった。著者による権門体制論の提唱は，このような通説的理解によりかかり，次第に細分化しつつあった中世史研究に対して強い衝撃を与え，日本中世国家論の新たな展開をもたらす画期となったものである。

第二部は，Ⅵ鎌倉仏教における一向専修と本地垂迹，Ⅶ愚管抄と神皇正統記―中世の歴史観―，Ⅷ中世国家と神国思想，Ⅸ一向一揆の政治理念―「仏法領」について―，Ⅹ中世の身分制と卑賤観念，付説「七乞食」と芸能，の５章からなっている。Ⅵは中世における宗教思想として，一向専修と本地垂迹の成立を明らかにし，両者が基本的対立過程にあると捉えるとともに，当時の民衆がもつ呪術的観念や説話世界のなかで，一向専修の側に異安心が生じること，および旧仏教側の対応により本地垂迹説が展開することを説いている。Ⅶは中世の代表的史書を中心にとりあげ，宗教的歴史観としての特質を論じ，Ⅷは神国思想の特質を神祇不拝と神祇崇拝から説きおこし，その論理構造を明らかにしている。Ⅸはまた蓮如における仏法領なる観念を検討して，これが世俗的政治的支配に対抗するもので，親鸞以来の教義と教団の基本にすわる問題であったとする。

第二部におけるⅥ～Ⅸの論説は，一向専修から仏法領にいたる論理と，本地垂迹から神国思想にいたる論理の対立のなかで，中世の社会・国家をめぐる宗教観念の展開を捉えている。こうした中世宗教史についての分析は，従来のそれが宗門的立場にたつか，逆に近代的解釈にすぎるものであったこと，とくに神国思想のように国家主義の粉飾となったものがあったことをみるとき，これらの思想を普遍的範疇としての中世的宗教として把握し，その特質を論じた意義は大きい。Ⅹ中世の身分制と卑賤観念は，付説とともに中世身分制のなかでも卑賤視された身分について分析している。ここでは身分成立の諸契機として共同体・社会的分業・階級関係・国家をあげ，さらに中世社会における身分系列が具体的に現われる場として，村落生活，荘園・公領の支配，権門の家産支配秩序，国家秩序を考えて，中世における身分を論じている。そして，領主身分として権門に属する貴種とこれに仕える「司・侍」，被支配身分としての百姓・下人・非人の基本的身分が存在すること，また，これらは種姓すなわち出生の別による「人間の品」がもたらしたものと中世社会ではみていたところに特色があることを指摘している。本篇は中世身分について本格的に論じた力作で，ことに身分外身分として非人を論じ，それにまつわる卑賤観を検討したことは重要な意義をもつものである。なお，付説は，17世紀初頭，刊行されたポルトガル人ロドリゲスの『日本大文典』や『日葡辞書』によって，部落史研究の分野で比較的に看過されていた七乞食とよばれた賤民資料を紹介・検討を加えたものである。

第三部のⅪ中世における顕密体制の展開は，第一部・第二部の分析をふまえて，中世宗教史に新たな展望を開いた雄篇である。ここでは中世において正統的宗教とみなされて国家権力と相依相即の関係にあった天台・真言および南都諸宗に共通する論理を顕密主義と規定している。顕密主義は祈禱呪法的傾向を濃厚にもつ特色ある密教が基調となって，その上に諸宗独自の教義が展開するもので，世俗社会か

らもその正当性を認められているものである。著者は，こうした顕密主義による正統的宗教の支配する体制を「顕密体制」と定義している。そして顕密体制成立の思想史的背景を検討した上で，まず権門体制の宗教的特質として，王法・仏法の相互依存関係を具体的な歴史的状況のなかで整理しつつ分析している。そこでは荘園制社会の成立と本地垂迹説が密接に関連すること，もともと権門勢家は宗教的権威をも帯びていたが，子弟の入寺などを通じて公私にわたる権門と寺社との結合がみられること，そしてついには寺社自身の権門化が実現したこと，を説いた上で，中世国家の宗教性を明らかにしている。また，こうした歴史の流れのなかで，国家と歴史の理法をとらえたものとして「愚管抄」を位置づけている。ついで正統派たる顕密仏教に対する異端＝改革運動が起ったことを説き，法然・親鸞らの新仏教もこの流れのなかにおき，それらをあわせて，人間的願望への対応，国家権力との関係などを論じている。さらに中世中期以降顕著になる神国思想について述べ，従来，中世神道説のうちで，最も「脱仏教的」であったとみなされる伊勢神道をとりあげ，それすら顕密主義のより徹底した新たな一形態・一流派であったとする。そしてまた神国思想における国家意識や国際感覚などの検討におよんでいる。ついで本篇終章として，顕密主義の歴史的展望をおこない，顕密体制の崩壊を論じている。このような本篇は，中世宗教史についての全体構造を展望しようとしたもので，いわゆる旧仏教とみなされた諸宗による顕密体制を正統として，従来の新仏教を異端と捉える斬新な視角を提起している。また中世における国家と宗教の関係に分析を加え，神国思想の性格についても鋭い指摘をおこなっている。

論文の審査結果の要旨

本論文は，日本中世の国家と宗教について，壮大な展望を示し，極めて重要な問題提起をおこなった雄篇であり，A 5 判 559 ページに及ぶ大冊である。また，本論文が日本中世史研究に与えた影響は大きく，現在の研究水準をつくりだすにあたってのきわめて重要な文献の一つであるとして，すでに学界の評価も定まっているが，ここで改めてその研究成果の主なものをあげ，審査結果を述べることとする。

(1) 本論文の成果の第一は，日本中世における国家の存在と，その特質を解明し，権門体制なる範疇で把握したことである。これによって中世国家の存在が本格的に問題となり，さらに幕府論・領主制論に傾きがちであった従来の研究動向に転換をもたらし，公家・寺社を含む中世領主権力の多角的分析をうながす端緒になったものである。

(2) 中世宗教について，従来旧仏教とされた諸宗を顕密仏教と捉え，これを正統的宗教と位置づけ，いわゆる法然・親鸞の新仏教を異端と捉えたことである。これは日本中世において権門の一つを構成した大寺社の宗教支配の実態を明らかにするとともに，新仏教の性格を明確にした点で画期的意義をもつものであった。

(3) 神国思想についても，ただそれだけをとり出して民族固有の信仰や国家意識の顕現として論ずる研究傾向を批判し，それが顕密主義にかかわりをもち，その意味ではむしろ仏教的な論理のなかにあるものと位置づけるなど，中世社会の現実において，その特質を明らかにした。

(4) 中世身分制について，その特質を捉えた包括的な像を示した。とくにその非人論は中世賤民史の通説であった散所論に代る位置を占め，その後の研究の展開の起点となったものである。

(5) 本論文は，中世社会において認識されていた権門，顕密仏教，非人などの歴史的具体的な概念を，歴史的範疇として措定し，それによって，日本中世の実像に迫ろうとしている。このような方法は日本中世社会の認識に極めて有効であり，こうした方法上の貢献も忘れることはできない。

(6) 著者は先に日本中世の封建的性格を荘園制・村落共同体などの基礎過程において分析した研究成果を発表しており，本論文はこの成果の上にたって国家と宗教体制の特質を明らかにしたもので，ためにその所論は斬新にして且重厚なものとなった。以上，本論文の主要な成果について述べたが，これによっても明らかなように，本論文は，日本中世の国家と宗教についての画期的業績であり，さらに日本中世についての新しい像を提示して，中世史研究の現水準を創出した重要な著作である。

但し，本論文の提出した問題があまりにも巨大であるため，もちろん多くの課題が残されている。例えば，権門体制の内容についても，国家権力内部における諸権門の位置づけや，その政治的展開をめぐって，新たな論点が生じる。また総じて本論文では日本中世全般にわたる問題を論じながら具体的内容として南北朝内乱期以後の中世後期を取扱うことが少なく，顕密体制の衰退・崩壊の道程についても概括的な歴史的展望に終っている。これについても詳論が望まれるところである。

しかし，これらの課題が残るとしても，それは本論文が提出した研究成果の上にたっていえることであり，本論文の日本中世史研究における画期的意義を損ねるものではない。本研究科委員会は，本論文が文学博士の学位請求論文として十分に価値のあることを認定するものである。